

平成 24 年 9 月 27 日

各 位

株式会社あおぞら銀行
代表取締役社長 馬場 信輔
(コード番号 : 8304)
問合せ先: 財務部長 芥川知美
(電話 : 03(3263)1111)

自己株式（普通株式）の取得に関するお知らせ
（会社法第 459 条第 1 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）

当行は、平成 24 年 9 月 27 日開催の取締役会において、会社法第 459 条第 1 項の規定による当行定款第 50 条の規定に基づき、下記のとおり自己株式（普通株式）を取得することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

当行は、かねてより公的資金返済を経営の優先課題と位置づけており、平成 24 年 8 月 27 日付で開示しております「あおぞら銀行資本再構成プランならびにあおぞら銀行の目指す姿について」において、今後所定の期間内での公的資金完済に向けた道筋を確かにするとともに、株主の皆様利益にかなう包括的な資本政策として資本再構成プランを策定した旨を発表いたしました。

本日開催いたしました臨時株主総会において、当該資本再構成プランの実施にかかる資本金の額の減少、自己株式（第五回丙種優先株式）の一部取得および定款一部変更の各議案がいずれも特別決議をもって原案どおり承認可決されるとともに、同日開催した普通株主、第四回甲種優先株主および第五回丙種優先株主による各種類株主総会において、定款一部変更の議案が原案どおり承認可決されたことから、当該資本再構成プランの一部として、下記 2 の内容で自己株式（普通株式）の取得を実施するものです。

なお、本自己株式取得を含む資本再構成プランの全体像につきましては、平成 24 年 8 月 27 日付で開示しております「あおぞら銀行資本再構成プランならびにあおぞら銀行の目指す姿について」をご参照下さい。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|--|
| (1) 取得対象株式の種類 | 普通株式 |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 上限 330,000,000 株
(発行済株式総数（自己株式を含む）に対する割合 20.0%） |

- | | |
|----------------|---|
| (3) 株式の取得価額の総額 | 上限 100,000,000,000 円 |
| (4) 取得期間 | 平成 24 年 10 月 1 日～平成 25 年 9 月 30 日 |
| (5) 取得方法 | 東京証券取引所の立会市場における買付け（信託方式）
自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付け
自己株式の公開買付け |

なお、上記の 3 手法のうち、東京証券取引所の立会市場における買付け（信託方式）については、平成 24 年 10 月 1 日より開始する予定です。また、自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付けもしくは自己株式の公開買付けについては、後日、実施する予定ですが、これらの方法による買付けを行う場合は、別途取締役会にて買付け条件について決議いたします。

3. 支配株主との取引等に関する事項

本自己株式取得においては、当行の支配株主である CERBERUS NCB ACQUISITION, L.P., GENERAL PARTNER CERBERUS AOZORA GP L.L.C.（以下「CNCBALP」といいます。）からの取得が予定されているため、本自己株式の取得は、支配株主との取引等に該当します。当行が平成 24 年 7 月 10 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に関する本取引における適合状況は、以下のとおりです。

当行は、親会社との間で行う取引につきましては一般の取引条件と同等の適切な条件による取引とすることを基本方針としております。当行は、当行の業務執行において、親会社を含む事業親会社等グループとの間で直接あるいは共同で行う重要な取引につきましては、当行が設置する特別監査委員会が取締役会の委嘱に基づいた監査を行うものとするにより、機関銀行化の回避を図り、当行の経営の独立性、健全性を確保し、少数株主の保護に反するような不利益な取引を行うことがないよう努めております。

本自己株式取得については、同指針の趣旨に則り、支配株主と利害関係のない取締役が当行側の当事者として交渉にあたり、平成 24 年 9 月 27 日開催の取締役会において、支配株主と利害関係のない取締役 7 名（うち社外取締役 2 名）および監査役 2 名（うち社外監査役 1 名）が出席の上、本自己株式の取得が、資本再構成プランの一部として実施されるものであることを確認し、現在の株価水準および今後の資本政策の可能性を考慮し、十分な審議を行った上で、出席取締役の全員一致により本自己株式取得の実施に関する決議を行いました。

なお、当行取締役であるジェームズ ダンフォース クェール氏、フランク W. ブルーノ氏、マリウス J. L. ヨンカート氏、コルネイリス マース氏、ルイス J. フォスター氏、およびラリー A. クレイン氏ならびに当行監査役であるミッチ R. フルチャー氏の 7 名は、現在において CNCBALP に対して直接的若しくは間接的な利害関係を有する団体の取締役、監査役若しくは従業員でありまたは過去においてかかる団体の取締役、監査役若しくは従業員であった者に該当することから、利益相反を回避するため、本自己株式取得の審議及び決議に参加しておりません。

また、公正性を担保する為、当行及び支配株主から独立した財務アドバイザー及び法務アドバ

イザーを起用し、助言を得ております。

さらに、当行は、支配株主との間に利害関係を有さない当行社外取締役の津川清氏（独立役員）より、本自己株式取得は、本自己株式取得が資本再構成プランの一環として実施されるものである等目的が正当であること、本自己株式取得の交渉・意思決定過程において利益相反回避措置がとられる等手続きが公正であること、少数株主にも参加の機会が確保されている等取引方法も妥当であること、東京証券取引所における当行普通株式の市場価格を超えない形で実施されることが想定されている等対価も公正であること、本自己株式取得については資本再構成プランは当行の企業価値の向上に資する可能性が高いものと考えること等を総合的に判断して、当行の少数株主にとって不利益なものではない旨の意見書を平成 24 年 9 月 26 日に取得しております。なお、同氏は、当行の法務アドバイザーとは別に、当行及び支配株主から独立した法務アドバイザーを採用し、助言を得ております。

以上より、本自己株式の取得にかかる対応は、当行の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合しているものと判断しております。

以 上

(参考) 平成 24 年 6 月 30 日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を含む）	1,650,147,352 株
自己株式数	153,753,171 株